

令和5年（2023年）6月20日

枚方市議会議長
藤田幸久様

教育子育て常任委員会
委員長 小池晶子

教育子育て常任委員会事件審査報告書

本委員会は、慎重に付託事件の審査を行った結果、令和5年（2023年）6月20日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
議案第22号	枚方市立図書館条例の一部改正について	原案可決とすべきもの

委員長報告参考資料

1. 主な質疑項目

- ・ (仮称) 市駅前図書館の整備に関する市民説明会について
- ・ (仮称) 市駅前図書館の整備における社会教育委員会議への聴き取りについて
- ・ 市駅周辺地域における図書館サービスの変遷及び課題について
- ・ (仮称) 市駅前図書館のサービス圏域の考え方について
- ・ 中央図書館市駅前サテライト及び(仮称)市駅前図書館の比較について
- ・ (仮称) 市駅前図書館の在り方について
- ・ (仮称) 市駅前図書館の整備による本市図書館行政水準への影響について
- ・ 蔵書冊数が少ない書架スペースの(仮称)市駅前図書館を整備することになった経過について
- ・ 指定管理者制度の導入理由について
- ・ 指定管理者が運営する図書館及び市直営図書館を比較した満足度調査の結果について
- ・ (仮称) 市駅前図書館の運営において指定管理者に期待する内容について
- ・ 中央図書館の職員状況及び図書館司書増員の取組について
- ・ 生涯学習交流センター交流ロビーの閲覧・学習スペースについて
- ・ (仮称) 市駅前図書館における図書購入経費について
- ・ (仮称) 市駅前図書館における児童書の割合について
- ・ バリアフリーに配慮した貸出カウンター及び電源等の設置について
- ・ 分館と分室の設置基準について

2. 討論要旨

[広瀬ひとみ委員]

議案第22号 枚方市立図書館条例の一部改正について、日本共産党議員団を代表し、反対討論を行います。

本条例は、③街区に新たに整備をされる新駅ビルに、枚方市立駅前図書館を図書館分館として位置づけるとともに、指定管理者にその運営を委ねていくものです。

平成17年に市民会館にあった枚方図書館が、中央図書館の設置に伴い廃止されて以降、市駅中心部への駅前図書館の設置は多くの市民から望まれてきたものです。関西医大サテライト、市駅前のサービススポット、点々と場所を変えながらも予約本の受渡しが続けられ、依然として高いニーズが示されてきたところです。私たち日本共産党議員団も繰り返し、その必要性を訴えてきました。

駅前図書館の設置に期待しましたが、フロア丸ごとの活用とはならず、僅か200平方メートルと分室並みの広さに、蔵書も2万冊と、これまた分室並みの蔵書数と小さな図書室になっています。

市民が待ち望んできたのは駅前の大きな図書館です。貸出数は分館並みだと駅前図書館と位置づけますが、枚方市駅周辺の市民ニーズに応えるには不十分です。当

面の対応なら理解できますが、これを設置することで今後、市駅前に図書館機能は不要だと市として判断していくことになるのではないのでしょうか。

そうしたことも含めて社会教育委員会議に諮り、今後の図書館サービスの在り方を議論されてこなかったことも問題です。

指定管理による運営の問題は、これまでも指摘してきました。公立の図書館を運営するに当たり特段の民間ノウハウは必要でなく、むしろ公的サービスのノウハウこそ求められるのではないのでしょうか。

市民の満足度も大きな違いはありません。また、新たな図書館への指定管理導入にコストメリットがあるのかは不明です。

それにもかかわらず、本条例は分館の運営は全て指定管理に委ねることを決めており、本条例に位置づけ運営することには反対です。

それでも設置される新たな図書室、図書館が市民の皆さんに喜ばれるものになることを願います。今後、市民意見や専門家の意見を十分に反映しながら図書館の運営を進めていただけるよう、改めて図書館運営協議会の設置を求めて討論といたします。

[鍛冶谷知宏委員]

本委員会での採決に当たり、議案第22号 枚方市立図書館条例の一部改正について賛成の立場から討論をいたします。

市駅周辺地域の図書館サービスは、旧枚方市民会館3階に設置された枚方図書館が、長く市内図書館の本館機能を果たしながら提供してきましたが、念願であった中央図書館が、平成17年に車塚に設置されたことに伴い、本館機能を中央図書館に移し、枚方図書館は同年閉館しました。

枚方図書館閉館を受けて、関西医科大学附属枚方病院情報交流センター内に、開架室面積約140平方メートル、蔵書約1万5,000冊の市駅前サテライトを設置し、平成29年までサービスを提供しました。その後は、蔵書がなく、予約図書の受渡しサービスのみを行う市駅前サービススポットが市駅周辺の図書館サービスを担ってきましたが、枚方市駅周辺において、蔵書を備え、閲覧スペースのある図書館の設置が当面の課題でした。

この度、図書館条例の一部改正の対象となる（仮称）市駅前図書館は、書架を配置する部分だけでも約200平方メートルあり、閲覧スペースは生涯学習交流センター利用者との共用ですが、その倍以上の面積があり、また、蔵書も約2万冊と、面積、蔵書ともに市駅前サテライトを上回っています。

市の顔とも言える市駅周辺において、（仮称）市駅前図書館以上に蔵書を備えた図書館を設置することについて、否定するものではありませんが、限られた予算の中で、国の社会資本整備総合交付金を活用して、生涯学習交流センターと（仮称）市駅前図書館の複合施設を整備することとした際に、本交付金は生涯学習交流センターでの活用のみ国から認められたことから、蔵書2万冊の書架スペースにならざるを得なかったことは一定理解できます。

また、(仮称)市駅前図書館の運営体制については、他の分館同様に指定管理者制度を導入されるということですが、これまでの指定管理者による分館の運営において、大きなトラブルがなかったことはもちろん、直営と指定管理館である分館の利用者満足度を比較した場合、利用者の満足度も高いことが、調査結果に表れています。また、多様な任用形態によるフレキシブルなスタッフ配置により、月1日の休館日や年末年始を除き、月曜日から土曜日は午前9時から午後9時まで、日曜日と祝日は午前9時から午後5時まで、効率的、効果的かつ適切に運営されておられ、民間ノウハウを生かした多種多様なイベント等も実施されておられます。

さらに、駅直結である利便性の高い立地での、利用者層の分析に基づくさまざまなアイデアの提案も期待できます。

したがって、(仮称)市駅前図書館を分館とした上で、指定管理者制度を導入することについて賛成いたします。

市駅周辺において、これまで提供できなかったサービスが提供できるようになることは一歩前進であり、今後は(仮称)市駅前図書館に与えられた条件の下で、いかに市民に喜ばれる運営を行っていくのかを検討し、実行していくことこそが当面の課題ではないでしょうか。また、この課題の解決には、民間事業者である指定管理者が持つノウハウが生きてくるだろうと考えます。

以上の理由によって、議案第22号 枚方市立図書館条例の一部改正については賛成することを申し上げ、討論を終わります。